定 例 会 議 の 開 催 状 況

１　日　時　令和８年６月17日（水）午後１時35分～午後４時20分

２　出席者　櫻井委員長、和田委員、逸見委員、山田委員、斎藤委員
本部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長、警察学校長、組織犯罪対策本部長、監察官室長
説明補助者
警務課長、企画室長、警務課人事副参事、監察官室長、交通規制課長、交通聴聞官、運転免許センターセンター長補佐

３　議題事項
(1) 運転免許関係の意見聴取等について
交通聴聞官から、運転免許取消対象事案19件について、事案内容及び意見聴取等結果の説明があり、審議の結果、取消し19件の行政処分を決定した。

４　報告事項
(1) 新潟県警察におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画（第３期)の策定について
警務課長から、「県警察においては、女性の職業生活における活躍に関する法律等に基づき、特定事業主行動計画として「新潟県警察におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画」（第２期）を策定し、目標達成に向け推進してきたところ、計画期間が終了したことから、令和８年４月１日から５年間の計画として、職員１人当たりの年次有給休暇（夏季休暇５日を含む）を年間 21 日以上取得する等を目標とした新計画（第３期）を策定した。」旨の報告があった。

委員から、「夏期休暇の取得可能期間を拡大したことで、職員が休暇を取得しやすくなると感じた。勤務時間が特に長い職員に対し、勤務時間抑制のためにどのような働きかけを検討しているか。」旨の質問があり、警務課人事副参事から、「事件事故への対応等で難しい点もあるが、毎月の所属長による時間外勤務時間の確認や各所属の取組状況を紹介した教養などを通じて、時間外勤務の縮減に取り組んでまいりたい。」旨の説明があり、さらに委員から、「勤務時間が時間外になることが事前に判明している場合、時間外勤務に合わせて勤務時間を指定できる制度があるが、警察でも同様の対応は可能か。」旨の質問があり、警務課人事副参事から「県警察においても勤務時間を柔軟に設定できる制度を整備している。」旨の説明があった。

(2)「将来を見据えた警察組織の構造改革及び優秀な警察官の確保に向けた指針」について
企画室長から、「本年４月に警察庁が示した「将来を見据えた警察組織の構造

改革及び優秀な警察官の確保に向けた指針」を踏まえ、県警察において治安や社会情勢の変化に対応するため、構造改革と優秀な警察官の確保を推進する。」旨の報告があった。

委員から、「関係機関や団体等との連携強化等による業務のスリム化等については、例として、警察署協議会において協議会委員から、地域の住民や団体が安全安心を守るために実施している県警察の活動を紹介してもらうことで、住民が地域の安全について、主体的に考えて行動する機運が醸成されるのではないか。」旨の発言があった。

委員から、「旧指針の分析が適切に行われたことが新指針の策定に結びついたことを評価したい。将来的に都道府県警察単位で全ての業務を担うことが困難になると考えられ、広域的な警察力の執行のあり方が問われている。構造改革や人材確保の推進についても、同様の観点から取り組んでもらいたい。」旨の発言があった。

委員から、「業務が増大・複雑化する一方で人材確保が困難化すると、警察だけが実施できる業務以外の業務を他機関へ委任する必要性が生じてくる。その際、業務経験が少ない職員や若手職員の視点を取り入れて業務を整理することで、真に必要な業務を洗い出すヒントを得ることができる。」旨の発言があった。

委員から、「構造改革を進める上で、警察のあらゆる機能を各都道府県警察に付与している現状は根本的に見直す必要がある。機動隊員が警衛警護で他県に派遣されたり、都道府県を越えてサイバー犯罪捜査が連携されるのであれば、例えば、警察庁レベルで機動隊やサイバー犯罪捜査専門の機関を設置してもよいのではないか。警察庁と都道府県警察の役割分担については、都道府県警察から見直しを求める提言を行ってもよいのではないか。また、人材確保の問題に対しては、ＡＩの導入によって業務を効率化し、余剰人員の把握等、検証を進めることが重要である。」旨の発言があった。

委員から、「サイバー犯罪捜査だけでなく、科学捜査研究所もある程度集約できるのではないか。全国的に警察組織を様々な側面から見直す時期にきている。」旨の発言があり、企画室長から、「今回の構造改革は、警察庁の構造改革方針が各都道府県に提示され、更に県警察全所属に通知した上で検討を進めていくこととなる。その検討の中で、科学捜査研究所や広域的なヘリコプターの運用体制の見直し、学校教育などを一部集約する例も挙げられており、警察庁の指針に沿って対応する。」旨の説明があった。

(3) 粟島浦臨時交番勤務宿泊場所の損害賠償に係る県議会への議案提出について

監察官室長から、「粟島浦臨時交番勤務宿泊場所の損傷について、損害賠償の金額が知事専決処分の上限を超過することから、県議会６月定例会に議案を提出する。」旨の報告があった。

委員から、「損害賠償額も高額であるため、当該事案の調査も含め、組織として徹底した対策が必要である。」旨の発言があった。

(4) 夏休みにおける少年の非行・犯罪被害防止対策の推進について

生活安全部長から、夏休みにおける少年の非行・犯罪被害防止対策の推進について、資料に基づき報告があった。

(5) 匿名・流動型犯罪グループ総合対策推進会議の開催について

組織犯罪対策本部長から、匿名・流動型犯罪グループ総合対策推進会議の開催について、資料に基づき報告があった。

(6) 高校生を対象とした自転車交通安全動画コンテストの実施について

交通部長から、高校生を対象とした自転車交通安全動画コンテストの実施について、資料に基づき報告があった。

委員から、「自転車の利用機会が多い高校生に、自転車の安全利用等について自発的に考えてもらうことが大きな目的であるため、ヘルメットの着用や通学の様子、さらに高齢者への配慮など様々な要素を組み込むと効果的である。動画制作の内容は自主性に任せるのか。」旨の質問があり、交通部長から、「高校生のアイディアを尊重しながら自転車安全利用五則を観点として提案したい。」旨の説明があった。

委員から、「賞品にアマゾンギフトカードを採用したことは高校生への効果的なアピールとなっている。公道での撮影は禁止されているなど、動画作成に関するルールを丁寧に周知していただきたい。」旨の発言があった。

5　その他

本部長から、「匿名・流動型犯罪グループによる被害拡大に伴い少年の検挙人員は全国的に増加し、同グループが関与する特殊詐欺事件においては、少年の被疑者が検挙された事例もあることから、非行防止と被害防止の双方に重点を置いた対策を推進する必要がある。一方で、今の子供たちは、小学生の頃から探求型学習に取り組み、社会貢献の意識も高く、社会のために自分なりに何かしたいという思いも持っていることから、その自主性や身につけた技術を犯罪被害防止、交通事故防止の対策などに活かしてもらえるよう工夫してまいりたい。また、まもなく県議会６月定例会が始まるが、自転車に関する交通安全対策や匿名・流動型犯罪グループの犯罪に伴う防犯対策については、県民の関心が高いと認められることから、しっかりと説明してまいりたい。」旨の発言があった。